

半田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十九号

半田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

半田市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和五十八年規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別記様式一及び別記様式二」を「別記様式」に改める。

別記様式一を別紙のとおり改め、別記様式一を別記様式とする。

(別紙のとおり)

別記様式二を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(うら)

注 意 事 項

1. この証は、本人以外は使用できません。
2. 保険医療機関等において診療を受ける場合は、医療保険に係る資格情報が確認できるマイナンバーカード等に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
3. 受給者の資格がなくなったときは、すみやかに、この証を半田市長に返してください。
4. 氏名、住所に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、半田市長にその旨を届け出てください。
5. 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に、半田市長にその旨を届け出てください。
6. この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
7. 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんから、すみやかに、半田市長に返してください、
8. 不正にこの証を使用した者は、法律により罰せられることがあります。

(問合せ先)

半田市役所 国保年金課 医療福祉担当
T E L 0569-84-0652

(おもて)

愛知県内のみ有効



子ども医療費受給者証

受給者番号		
受給者	住所	
	氏名	
子ども	氏名	
	生年月日	
有効期間		
発行機関名及び印		愛知県 半田市長 
交付年月日		

別記様式(第三条関係)